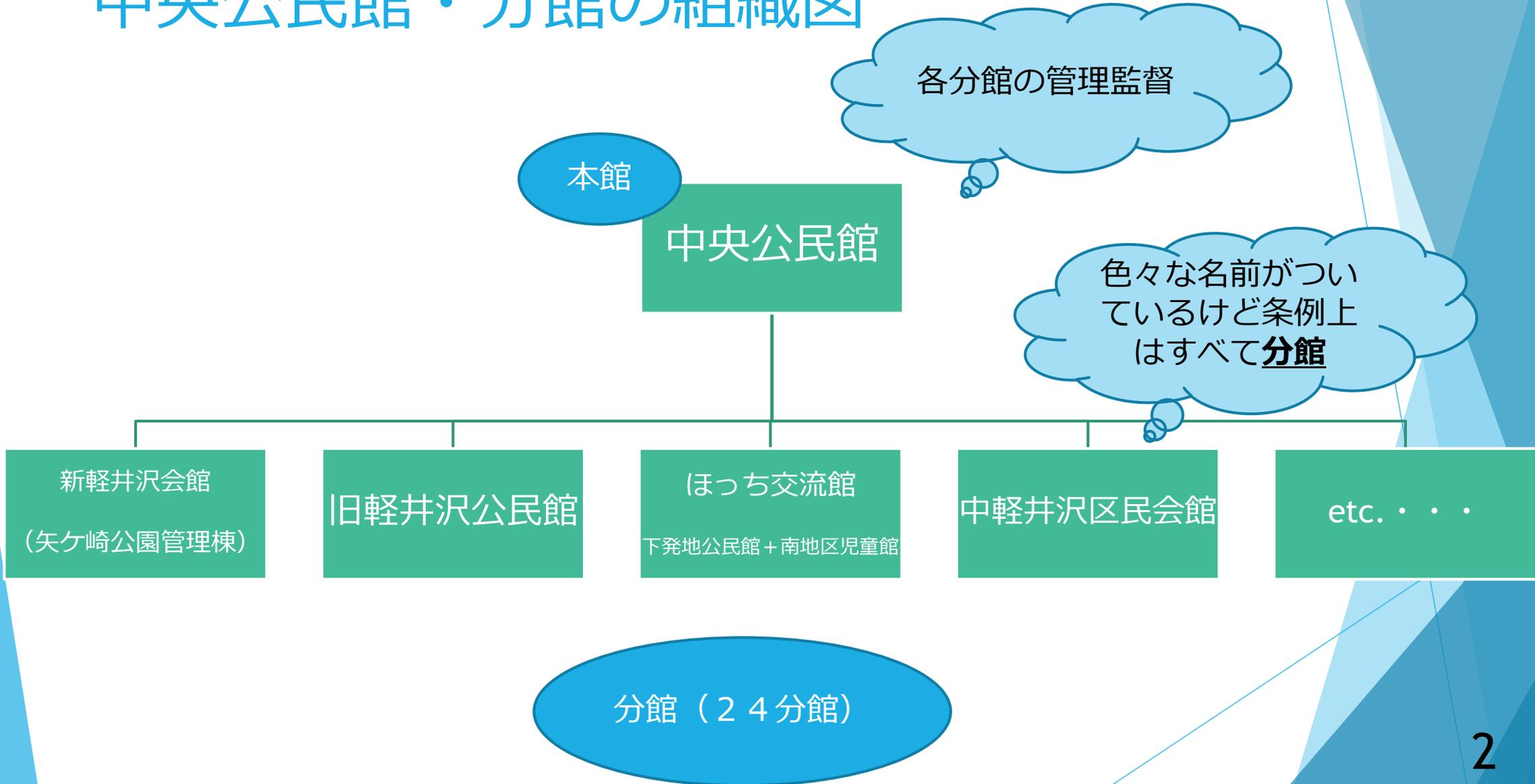


# 公民館機能拡充施設のあり方 に関する基本的な考え方

～地域共生社会の実現を目指して～

# 中央公民館・分館の組織図



# 中央公民館の概要

## ◎ 建物概要

昭和51年建築 地上2階建 2,439m<sup>2</sup>

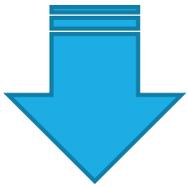
◎ 根拠法令 社会教育法第24条

◎ 設置条例 軽井沢町公民館条例

◎ 運営主体 教育委員会

# 中央公民館の目的

単なる低廉な料金設定の貸館施設??



教養の向上や健康の増進等を図り、暮らしの質を  
高めて住みよい地域を作るための施設

町民の教養の活動の拠点 > 貸館施設

# 中央公民館主な活動

## (1) 実施講座

一般講座： 33講座 (229回)  
延べ2,155名参加

親子体験教室： 2講座 (4回)  
延べ 64名参加

小学生体験教室： 1講座 (11回)  
延べ 21名参加

夏休み体験教室： 10講座 (11回)  
延べ 136名参加

## (2) その他実施事業

- ・ 軽井沢夏期大学
- ・ 二十歳の集い
- ・ 軽井沢文化祭
- ・ 総合文化展
- ・ 町民将棋大会
- ・ 分館委託事業

# 各分館の概要

## ◎概要

軽井沢町内において24の分館を設置（対象区域を設定）

◎根拠条例 軽井沢町公民館条例

◎設置規則 軽井沢町公民館条例施行規則（条例で規則に委任）

◎設置者 軽井沢町

◎管理運営 各区（町から区に委託）

# 各分館の役割

町内の各地区毎の自治・防災の拠点、  
趣味や習い事等の交流の場

# 各分館の活動

区の総会や役員会  
通いの場の会場  
学習や世代間交流の場

分館の維持管理（清掃作業、除雪、維持修繕等）

防災活動の拠点・地区社協活動

## 各分館に関する課題（認識のズレ？）

- ・ 区民以外は利用しづらい環境（管理人が常駐していない）
- ・ 施設維持に対する負担が増えてくる



管理運営は区が主体となっていて行っているため地区集会施設としての性格が強いものの、公民館分館としての機能を強化するため、今後は各分館と調整を図り、しっかりと分館も活用していく。

# 現中央公民館の利用料金について

営利目的などの場合を除き、事前に登録されている団体については利用料を徴収していない。（光熱費分も含む）

**無料**だから利用が集中（他の公共施設は有料なので...）

施設を利用する人と使用しない人の格差解消のため、受益者負担の考え方に基づき原則有料化を検討

（利用形態によっては、減額もしくは、免除を検討）

# 現中央公民館の予約方法について

電話予約又は来館予約

空き状況がすぐにわからない

事前予約が必要

それでも常駐で管理をしてくれる人がいるので使いやすい

分館ってそもそも使っているのか知らない

町の他の公共施設が空いている状況を整理できていない



中央公民館の予約方法の見直しと合わせて町内の各施設や公民館分館を有効活用できる環境整備をしていく

# 公民館機能拡充施設の基本理念 (基本方針抜粋)

- ▶ 中央公民館の歴史と伝統を引き継いだ施設
- ▶ 新たな人の繋がりを創出する施設
- ▶ 誰もが立ち寄れる施設
- ▶ 避難所としての機能を有する施設
- ▶ 新庁舎と機能的な調和を図る施設

この理念を具体化するためのテーマ設定が必要

# テーマ設定

- ▶ 「若者と高齢者」「町民と移住者と別荘住民」
- ▶ 「障がいを持つ方」「外国人」などの様々な人々の融合・交流・問題解決・新しい価値の創造を目指す。

集まる・・・つどう  
学習・・・まなぶ  
交流・・・むすぶ

多様性を確立し、共生社会  
を目指す

このテーマを“公民館”という仕組みで実現可能か

# 公民館と交流センターの違い

区分	公民館	交流センター（仮称）
根拠法令	社会教育法	地方自治法第244条（公の施設）
設置条例	公民館条例	公の施設の設置及び管理に関する条例
設置目的	生涯学習	生涯学習 + α（まちづくり・地域づくり）
所管	教育委員会	町長
主な役割		
法的な制限	社会教育法	—

# 公民館から交流センター（公民館＋新たな活動の場）へ移行する理由

住民の要望が叶えやすい。（自由度が高い）  
まちづくり・交流の場としての仕組みづくりがしやすい

